

遊子川地域 PR 映像制作業務委託仕様書

1. 業務の概要

(1) 業務名

遊子川地域 PR 映像制作業務委託

(2) 業務の目的

遊子川地域において、地域の人物、景観、施設及びその他資源を活用した PR 映像を制作し、動画特有の楽しさ、分かりやすさ、インパクトなどを最大限に生かした映像表現で地域の魅力を発信し、地域の活性化を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

映像の内容

業務の趣旨に沿った、映像コンテンツを 1 本制作する。

映像の構成

オープニングからエンディングまで 30 分以上の映像コンテンツとする。

動画の企画

業務の趣旨に沿った脚本を執筆し、PR 映像としてふさわしい演出をする。

現地取材及び撮影

- ・ 現地取材及び撮影等の工程表を提示する。
- ・ 画角は 16 : 9、高画質とする。
- ・ 場面分けやメニューの構成をすること。

資料の収集、出演者、協力者等に関する交渉及び謝礼

- ・ 出演者、協力者等に関する交渉や謝礼は受注者が行う。
- ・ 放映に関し、出演者、協力者等の肖像権及び音楽の著作権に関わる調整や料金は受注者が行う。

(4) 履行期間

契約締結日から平成 26 年 3 月 31 日まで

(5) 納入場所

遊子川地域活性化プロジェクトチーム事務局
(西予市遊子川公民館内)

(6) 成果品

遊子川地域を PR する映像コンテンツ

- ・ BD・・・5 枚 (BD-VIDEO 形式)
- ・ DVD・・・10 枚 (DVD-VIDEO 形式)

ディスクには、盤面印刷及びトールケースデザインジャケット

の装丁を施すこと。

(7) 委託上限額

1,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(8) 編集

取材後速やかに編集を行い、内容の理解を促進するため、ナレーションやテロップ及びBGM(音楽)を考慮すること。

(9) 費用等

撮影のために必要な費用(入場料、運賃、原材料購入費、謝礼等)は受注者の負担とする。

(10) 著作権、肖像権の取り扱い

本業務を遂行するにあたり、制作するPR映像で使用する画像、イラスト、音声、動画などの素材は、不特定多数への配信を目的としているところから、その権利等について次のとおり整理する。

本業務により制作するPR映像に係る著作権については、その全ての使用権を遊子川地域活性化プロジェクトチームに帰属することとする。ただし、受注者は、遊子川地域活性化プロジェクトチームの許可する範囲内において、本著作物の利用・二次使用等をできるものとする。受注者が地区内外で利用する場合は、なお、第三者が所有する既存の素材を利用する場合は、受注者の責任において、無償での利用に関して権利者等への了承を得ることとする。

肖像権については、受注者の責任において、撮影前に権利者等へ了承を得ることとする。

上記以外の意匠等の権利が発生する場合は、受注者の責任において、撮影前に権利者等へ了解を得ることとする。

権利等に関する紛争が生じた場合は、受注者において一切を処理すること。

(11) その他

本仕様書に記載されていない項目については、受注者と遊子川地域活性化プロジェクトチームで協議の上、対応を決定する。